

分野別審査・評価部会専門委員の用務と遵守事項について

◆分野別審査・評価部会専門委員の用務

研究拠点形成費補助金の審査及び評価に関する事項のうち、研究拠点の選定・評価に係る事項

- 研究拠点形成に係る評価を行う者（レフェリー）の選定
- ヒアリングすべき研究拠点選定に際しての書面・合議審査
- 採択候補の研究拠点選定に際してのヒアリング審査
- 採択決定の研究拠点の拠点形成に係る中間・事後評価

◆分野別審査・評価部会専門委員の遵守事項1（秘密保持）

- 審査は、非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。
- 専門委員として審査・評価に関し取得した情報（申請書類等及び審査の過程で得られたもの）を、専門委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても漏らさない。
- 専門委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 事務局から情報の返還を求められた場合には、直ちに、当該情報を返還する。

◆分野別審査・評価部会専門委員の遵守事項2（利害関係者の排除）

- 申請に直接関係する専門委員は、当該申請についての審査・評価を行わないものとする。
- 書面審査の場合は、当該委員を除く委員で審査・評価を行うこととし、合議審査（ヒアリングを含む。）の場合は、関係申請の審議中は退席することとする。

（利害関係者と見なされる場合の例）

- ・委員が代表権を有する、又は、長を務める機関からの申請
- ・委員本人を拠点リーダーとする申請
- ・委員が所属する組織（例：大学院研究科、研究所等）の構成員が拠点リーダーとなっている申請
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請